

上下水道組織統合に係る入札制度の変更一覧

項目	統合前（～R3.3.31）		上下水道局統合後（R4.4.1～）
	水道部	下水道（契約課扱い）	
(1) 予定価格、低入札価格調査基準額及び最低制限価格の事後公表	原則として事後公表（R3.4.1適用） ただし、経過措置として「所在地要件を市内本店とする予定価格5,000万円未満の水道施設工事」の予定価格等は、事前公表	原則として事後公表	原則として事後公表
(2) 変動型最低制限価格制度	予定価格50万円以上の業務委託及び建設工事にかかる設計等コンサル業務委託にて試行中		予定価格50万円以上の業務委託及び建設工事にかかる設計等コンサル業務委託を対象に試行
(3) 低入札価格調査会	設計額2億円以上の工事を対象	設計額2億円以上のもの、又は5,000万円以上2億円未満であって、入札参加条件を本店が柏市内にあることとしていないもの、又は総合評価方式により入札を行うもの	設計額2億円以上の工事又は総合評価方式により入札を行う工事を対象
(4) 総合評価落札方式	水道部が表彰した優良工事表彰歴を、総合評価方式における加算点の対象とする	技術管理課が表彰した優良工事表彰歴を、総合評価方式における加算点の対象とする	水道事業工事、下水道事業工事の双方の優良工事表彰歴を、総合評価方式における加算点の対象とする